

## 【6】地名が伴わない *janapada* の用例

[0] 以上、ジャナパダが具体的な地名（部族名）とともに用いられる用例や、地名（部族名）単独で用いられる用例からも、ジャナパダがコーサラやマガダなどの「大国」に相当する広い地域を指す場合も、サーキヤやスナーパランタのような「普通の国」を指す場合も、パーラーナシー、ルンビニーのように「都市」「村」単位の小さな地域を指す場合にも、あるいはヒマヴァンタのように漠然とした地域を指す場合にも用いられることが明らかになった。

またもしコーサラ・ジャナパダやマガダ・ジャナパダが統治組織を持った組織的な「コーサラ国」「マガダ国」を意味するとするならば、ジャナパダは単数形であるべきであるが、これらは原則として複数形が用いられるのであるから、もし「国」と訳するとしても、それらはきちんとした統治機構を有する組織体というようなものではなく、文化を共有するいくつかの地域をひっくるめて表しているにすぎないのであって、現実的には日本語としては自己矛盾であるけれども、「コーサラ諸国」「マガダ諸国」とでもいう内容を有するものであることを認識しなければならない。

以下には、具体的な地名とはともに用いられないジャナパダの用例を紹介する。ここからもジャナパダという言葉が、さまざまな内容を伴うものであり、地域的には広い地域を指している場合も、小さな地域を指している場合もあることがよくわかる。

なおここでも、‘*janapada*’が複数形で用いられている場合には実線の下線、単数形で用いられている場合には破線の下線を施しておく。

[1] ジャナパダがガーマ (*gāma*)<sup>(1)</sup>、ニガマ (*nigama*)<sup>(2)</sup>、ナガラ (*nagara*)<sup>(3)</sup> などの区域を含んだ全領域として使われている用例を紹介する。ガーマとは数家族あるいは数十家族が集まって形成された「集落」「村」であり、ニガマはいくつかのガーマのうちの一つが交易場として発展したものであって「町」に相当し、ナガラはこれらガーマやニガマの行政を司る城塞や都市機能を備えた「都市」である。「普通の国」は、おそらくいくつかのナガラを包括する規模であって、現代的な感覚から言えば、それは県とか *district* ということになるであろう。「大国」はさらにこの「普通の国」をいくつか包括する規模であって、現代的な感覚から言えば州とか、関東地方・関西地方というときの「地方」に相当すると考えられる。

(1) ガーマとは村落のことで、農耕や牧畜を営む村落があるほか、*MN.099 Subha-s.*（「須婆経」*vol. II* p.196）には「葦細工村 (*naḷakāragāma*)」とか、あるいは *AN.004-019-188*（*vol. II* p.181）には「塩造り村 (*loṇakāraka*)」などが知られている。なおガーマの分類については、山崎元一「村とその生活——パーリ語仏典を史料として」（『古代インド社会の研究』）p.211 以下を参照。

なお農村には、*Vinaya*「波逸提 084」（*vol. IV* p.162）で「カーシ人たちの諸ジャナパダに、須達長者の農作村があった (*Anāthapiṇḍikassa gahapatissa kammantagāmo hoti*)」とあるように、すでにガハパティが大規模に経営するような営農村があったことを伝えている。またマガダのダッキナーギリの景観を伝える仏教聖典には、*Vinaya*「衣毳度」（*vol. I* p.287）に「世尊はマガダの田が〔灌漑用水路や畔で〕方形状に並び、列状に並び、堤防で区

画され、[水路や畔が] 十字状に交わっているのを見た (*addasā kho Bhagavā Magadhakkhettaṃ accibaddhaṃ pālibaddhaṃ mariyādabaddhaṃ siṅghāṭakabaddhaṃ*) 」とあり、ジャナパダに水田や灌漑施設などが施されていたことを伝えている。

さらにヴェーサーリーを仏在処・説処とする仏教聖典の *AN.003-010-092* (vol. I p.241) には「稲田 (*sāli-kkhetta*) 」や「甘蔗田 (*ucchu-kkhetta*) 」を挙げている。なお応地利明「第三章 インド稲作の性格—雑穀としての稲—」(『アジア稲作文化の展開』小学館 1987) p.134 には、サーリは春稲、ヴィーヒは雨季稲とされている。仏典では、*Niddesa* (p.011) に田の種類として「サーリ田 (*sālikkhetta*) 、ヴィーヒ田 (*vihikkhetta*) 」などを挙げる。またコーサラのサーヴァッティを仏在処・説処とする仏教聖典には、比丘尼の住処付近に婆羅門所有の麦畑 (*yava-khetta*) があった (*Vinaya* 「(比丘尼) 波逸提 009」 vol. IV p.266) という記述があり、コーサンビーのゴーシタ園を仏在処・説処とする仏教聖典には、チャンナ比丘が精舎を修理するために木材を集めようとして、婆羅門所有の麦畑 (*yava-khetta*) を踏み荒らしてしまった (*Vinaya* 「波逸提 019」 vol. IV p.047) という記述がある。

なおロミラ=ターバル・ターバル博士は「ウツタルプラデーシュ州東北部に当るコーサラ国の領域は、大麦と米の生産に適していた。その東隣のビハール州北部は雨が多く麦作には向かなかったが、高温多湿のため稲作に最適であった。ビハール州北部の広大な氾濫原はドアーブ北部のものよりも広く、湿地の景観を示すジル(半永久的な湖沼)やチャウル(雨季に一次的にできる一連の湖沼)の岸辺とともに、よい稲作地となった」(『国家の起源と伝承』 p.103) という。また、応地利明『アジア稲作文化の展開』(pp.136-137) の「稲の県別作付比率」によれば、「ガンジス・ブラマプトラ河下流平原を中心にその周辺丘陵を含む一帯」が、現在のインド亜大陸における最大の稲作地帯を形成している、という。

- (2) ナガラとは、ナガラのように周囲を城壁などで囲まれない、開放された区域である。そこでは様々な物資が売買される市場が開かれていた。例えば *Samanta-pāsādikā* (vol. III p.626) には「壁の囲いがなく、市場の開かれている [区域] が、‘ニガマ’ と知られるべきである (*apākāraparikkhepo sa-āpaṇo nigamo ti veditabbo*) 」とある。
- (3) ナガラはジャナパダの辺境地域に位置して、外敵を防ぐための城塞であるが、一方でマハー・ナガラと称される、ジャナパダにおける政治的・経済的な中心都市もあった。例えば、六大城として *DN.016 Mahāparinibbāna-s.* (『大般涅槃經』 vol. II p.137) は「①チャンパー、②ラージャガハ、③サーヴァッティ、④サーケータ、⑤コーサンビー、⑥パーラーナシー (*Campā Rājagaha Sāvatti Sāketa Kosambī Bārāṇasi*) 」を挙げている。

またマハー・ナガラに言及する原始仏教聖典には次のようなものがある。「六大城」として *DN.017 Mahā-Sudassana-s.* (『大善見王經』 vol. II p.169) : ① Campā ② Rājagaha

③ Sāvatti ④ Sāketa ⑤ Kosambī ⑥ Bārāṇasī

『中阿含』068「大善見王經」(大正 01 p.515 中) : ①瞻波 ②舍衛 ③鞞舍離 ④王舍城 ⑤波羅捺 ⑥加維羅衛。

*Mahāparinirvāṇasūtra* (p.304) : ① Śrāvastī ② Sāketa ③ Campā ④ Bārāṇasī ⑤ Vaiśālī ⑥ Rājagṛha

西蔵文大般涅槃經 (*Ernst Waldschmidt* 『梵文大般涅槃經』 p.305) : ① mÑan-yod ② gNas-bcas ③ Tsam-pa ④ Bā-rā-ṇa-sī ⑤ Yañs-pa can ⑥ rGyal-poī khab

白法祖訳「仏般泥洹經」(大正 01 p.169 下) : ①舍衛国 ②沙枝国 ③栴波国 ④王舍国 ⑤波羅捺国 ⑥維耶梨国。

『十誦律』「雜法」(大正 23 p.288 中) : ①瞻波国 ②舍衛国 ③毘舍離国 ④王舍城 ⑤波羅捺 ⑥迦維羅衛城。

『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.392 下) : ①室羅伐城 ②娑鷄多城 ③占波城

④婆羅痾斯城 ⑤広巖城 ⑥王舎城。

『根本説一切有部毘奈耶頌』巻下（大正 24 p.656 下）：①室羅伐城 ②娑鷄多 ③婆羅痾斯 ④占波 ⑤薛舎離城 ⑥王舎。

がある。また漢訳資料には「七大国」として

『長阿含』002「遊行経」（大正 01 p.021 中）：①瞻婆大国 ②毘舎離国 ③王舎城 ④婆祇国 ⑤舎衛国 ⑥迦維羅衛国 ⑦波羅捺国

とするものがある。また漢訳資料には「八大城」として

法顕訳「大般涅槃経」巻中（大正 01 p.200 下）：①王舎城 ②毘耶離城 ③舎衛国城 ④婆羅捺城 ⑤阿踰闍城 ⑥瞻波城 ⑦俱睺彌城 ⑧徳叉尸羅城。

『僧祇律』「雜誦跋渠法」（大正 22 p.497 上）：①舎衛 ②沙祇 ③瞻婆 ④波羅奈 ⑤拘睺彌 ⑥毘舎離 ⑦王舎城 ⑧迦毘羅衛。

とあり、さらに「四大国」として

失訳「般泥洹経」巻下（大正 01 p.185 中）：①閻物大国 ②王舎大国 ③満羅大国 ④維耶大国。

とするものがある。

なおロミラ・ターバルは「ナガラとかラージャダーニーと呼ばれる都市が政治行政、即ち徴税機関と分配機関の中心であった」としている。『国家の起源と伝承』p.127 参照

[1-1] 以下の用例は、上記のうちのナガラやニガマやガーマを含む、いわば「普通の国」を表すと考えられるジャナパダの用例である。

[譬喩] 人々は彼にこう尋ねるだろう。「ジャナパダ第一の美人 (*janapada-kalyāṇī*) が……ガーマにいたりとか、ニガマにいたりとか、ナガラにいたりとか (*gāme vā nigame vā nagare vā*) を知っているのか」と問われて、彼は「知らない」と答えるであろう。  
*DN.009 Poṭṭhapāda-s.* (「布吒婆樓経」vol. I p.193)、*DN.013 Tevijja-s.* (「三明経」vol. I p.241)、*MN.079 Cūḷasakuludāyi-s.* (「善生優陀夷小経」vol. II p.033)、*MN.080 Vekhanassa-s.* (「鞞摩那修経」vol. II p.040)

[餘人問言。汝識彼女不。爲在何處東方西方南方北方耶。答曰。不知。] 又問。汝知彼女所止土地城邑村落不。答曰。不知。『長阿含』028「布吒婆樓経」（大正 01 p.111 下）

[餘人語言。汝識彼女不。爲在何處。東方西方南方北方耶。答曰。不知。] 又問。汝知彼女所止土地城邑村落不。答曰不知。『長阿含』026「三明経」（大正 01 p.105 下）

彼若有人如是問者。君知国中有女最妙。……爲東方南方西方北方耶。彼人答曰我不知也。『中阿含』208「箭毛経」（大正 01 p.785 上）

彼若有人如是問者。君知国中有女最妙……爲東方南方西方北方耶。彼人答曰。我不知也。『中阿含』209「鞞摩那修経」（大正 01 p.786 中）

ここから、合成語「ジャナパダ第一の美人 (*janapada-kalyāṇī*)」のジャナパダにはガーマ、ニガマ、ナガラなどの区域が含まれていることがわかる。

また

[過去の話] [顧問官の婆羅門がマハーヴィジタ王に (*rājānaṃ Mahāvijitaṃ*) 告げて] 王のジャナパダが (*rañño janapado*) 危険であり、ガーマでの殺害 (*gāma-ghātā*)、ニガマでの殺害 (*nigama-ghātā*)、ナガラでの殺害 (*nagara-ghātā*) が見られ、道路での掠奪 (*pantha-duhanā*) も起るような危険な国土にもかかわらず、もしもバリ (租税、*bali*) を取るならば、王は不法行為者 (*akicca-kāri*) となるでしょう。そこで王が刑罰で

取り締まろうとするならば、かえって王を悩ますであります。むしろ王は、王のジャナパダにおいて (*rañño janapade*)、農耕や牧畜に適する者たちに (*kasigorakkhe*) 種子や食物を、商売に適する者たちに (*vañijjāya*) 資金を与え、官職に適する者たちに (*rāja-porise*) 食物と賃金 (俸禄) を準備して下さい。彼らは自分の家業に没頭して、王のジャナパダを悩まさないであります (1)。[要旨] *DN.005 Kūṭadanta-s.* (「究羅壇頭經」vol. I p.135)

時彼大臣即白王言。……如王所言。国富兵強庫藏盈溢、但諸民物多懷惡心習諸非法。若於此時而爲祀者不成祀法、如遣盜逐盜則不成使。大王。勿作是念言。此是我民能伐能殺能呵能止。諸近王者當給其所須、諸治生者當給其財寶、諸修田業者當給其牛犢種子。使彼各各自營、王不逼迫於民則民人安隱養育子孫共相娛樂。『長阿含』023「究羅壇頭經」(大正01 p.098下)

という資料もある。このジャナパダは王によって統治されている領域をいうのであるが、このジャナパダのなかにガーマ、ニガマ、ナガラが含まれているわけである。

また

[クマラ・カッサパ (*Kumāra-Kassapa*) 長老が王族パーヤーシ (*Pāyāsi*) に説いた譬喩] 往昔、ある吹貝者がいて、螺貝を携えて辺境のジャナパダに行った (*paccantimam janapadam agamāsi*)。彼はあるガーマに近づき (*so yen' aññataro gāmo ten' upasaṅkami*)、ガーマの中央に立ち、3度螺貝を吹き鳴らし、螺貝を大地に置いて傍らに座った。ときにかの辺境のジャナパダの人々が (*paccanta-janapadānam manusānam*) ‘このように魅惑的な音は、誰の声だろうか’ と考えた。そこで彼らは音の主を探索したが、音は鳴らなかった。それを見た吹貝者が再び3度螺貝を吹いて、その場を立ち去った。[要旨] *DN.023 Pāyāsi-s.* (「弊宿經」vol. II p.337)

今當爲汝引喩。昔有一国不聞貝聲。時有一人善能吹貝往到彼国。入一村中執貝三吹、然後置地。時村人男女聞聲驚動皆就往問。此是何聲。哀和清徹乃如是耶。彼人指貝曰。此物聲也。時彼村人以手觸貝曰。汝可作聲。汝可作聲。貝都不鳴。其主即取貝三吹置地。時村人言。向者美聲非是貝力。有手有口有氣吹之然後乃鳴。『長阿含』007「弊宿經」(大正01 p.045上)

も、この例であろう。吹貝者が辺境のあるジャナパダに行き、そのジャナパダの中のあるガーマが舞台になっているわけである (2)。ただしこの部分のジャナパダは単数形であるが、次の人々をいう場合は「辺境の諸ジャナパダの人々」となっているのは整合性が取れない。PTS テキストは *paccantajānam* とあるが、同本脚注4に *paccanta-janapadānam* をとる写本があるので、これを採用したのであるが、テキストそのものに何らかの問題が含まれているかも知れない。

(1) 山崎元一博士は、ヒンドゥー法典類、仏典、『実利論』の王権論の共通する点として、「王の義務を、人民保護と秩序維持にある」、王の義務を果たすため「『ダンダ (武力、刑罰権)』が与えられている」、「王が所有する徴税権を義務遂行に対する報酬ないし『取り分』と考える」などを挙げて居られる。『古代インドの王権と宗教』pp.116-117を参照。

コーサンビーは「驚くほど近代的な政治経済学の見解」と述べている。コーサンビー著・山崎利男訳『インド古代史』p.174を参照。

(2) 国土の様子を伝える註釈書の記述として、例えば *Jātaka 514* (vol. V p.046) には「ソヌッタラ (*Sonuttara*) 獵師が宮殿を出て、多数の伴とナガラを出て、ガーマやニガマを次々と通って国境に着いた (*paccantam patvā*)。彼は人々を帰し、国境の住人たちと一緒に森へ

入った (*araññaṃ pavisitvā*)。人の通う道がなくなると、彼らをも帰した。ただ1人で行き、30 ヨージャナ [の距離] を進んで、ダッパの藪をはじめ、水の氾濫した地域、山岳地など18種の地域に次第に達した (*aṭṭhārasagahanāni paṭipāṭiyā patvā*)」 [要旨] とある。また、*Jātaka* 496 (vol.IV p.370) では「(ブラフマダッタ王は自分の不徳を語る者を探して) やがて国境のあるニガマに到着した (*paccante ekaṃ nigamaṃ patvā*)」とあって、国境にニガマも拓けていたことを伝えている。

[1-2] 次もこの範疇に入る用例であるとしてよいであろう。ガーマ、ニガマ、ナガラとラッタに挟まる部分にジャナパダが使っているからであって、これによればジャナパダはガーマ・ニガマ・ナガラより大きな地区を指し、ラッタよりも小さな地区を指すということができよう。ただしラッタとの関係をどのように理解すべきかが問題であるが、ラッタを王国と理解するとすれば、この場合はこの王国に複数の普通の国に相当する地域が含まれていたということになる。

チャンナが精舎地を求め、ガーマ (*gāmapūjitaṃ*)、ニガマ (*nigamapūjitaṃ*)、ナガラ (*nagarapūjitaṃ*)、ジャナパダ (*janapadapūjitaṃ*)、ラッタの供養する (*raṭṭhapūjitaṃ*) チェーティヤ樹 (*cetiyaṅkhaṃ*)<sup>(1)</sup> を伐採させた。*Vinaya* 「僧残 007」 (vol.III p.155)

ただしこのジャナパダには「人々」の意が内包されていると見るべきであろう。したがって '*janapadapūjita*' は、「ジャナパダの人々が供養する」という意味となる。ガーマ、ニガマ、ナガラ、ラッタも同様である。

(1) ロミラ=ターバル・ターバル博士は、チャイティヤとストゥーパが同一祖先の観念とリニジ結合—これは土地に対する権利の主張に決定的な意味をもつ—を強化するためのもの (『国家の起源と伝承』 p.151)、と述べている。

[2] 次のジャナパダはもっと狭い限定された地域を指しているものと考えられる。阿蘭若処<sup>(1)</sup> というのは町や村の郊外にある荒地もしくは静かな園林や森などを意味するのであるが、ここでは事火外道のアーシュラマがあったというから後者を指しているようである。

[譬喩] 螺髻の事火外道がアランニヤ処の草庵に (*araññāyatane paṇṇa-kuṭiyā*) 住していた。やがて [その] ジャナパダに (*janapade*) ある隊商が現われた。その隊商はその螺髻の事火外道のアーシュラマの付近に (*assamassa sāmanta*) 一夜宿泊して出発した。*DN.023 Pāyāsi-s.* (『弊宿経』 vol.II p.339)

乃往過去久遠世時有一国壊荒毀未復。時商賈五百乘車經過其土。有一梵志奉事火神常止一林。時諸商人皆往投宿清旦別去。『長阿含』 007「弊宿経」 (大正 01 p.042 中)

ただしこの隊商は「1千車を有する大車隊商 (*mahā sakāṭa-sattho sakāṭa-sahassaṃ*)」とあって、大規模なものであったと推定される。律蔵の規定からすると、「隊商たちが4ヶ月以上滞在するところも、またガーマと言われる (*yo pi sattho atirekacatumāsaniviṭṭho so pi vuccati gāmo*)」 (*Vinaya* 「波羅夷 002」 vol.III p.046) とあるから、これも「村」を指すと理解してよいかも知れない<sup>(2)</sup>。

しかし *arañña* のそもそもの意味は「人里を離れた場所」であるから、本来はジャナパダには含まれないのであろうが、仏典における阿蘭若はもう少し人里に近い園林のような所をさし、大規模な隊商が駐屯することができるガーマに近い概念を有していたようである。

- (1) 森章司「アーシュラマ (*assama*) と草庵 (*paṇṇasālā*)」(本「モノグラフ」第7号【論文6】『原始仏教聖典におけるバラモン修行者』) p.043 以降を参照。
- (2) *Samanta-pāsādikā* (vol. II p.298) によれば、隊商 (*sattha*) には「脛の隊商と車の隊商など (*jaṅghasatthasakaṭṭhasatthādi*)」とあり、同漢訳の『善見律毘婆沙』卷第八にも「估客住者。歩擔估客車行估客」(大正24 p.729下)とあって、歩行と車によるキャラバン隊が存在したことを伝えている。

[3] ジャナパダが王の統治する領土を表すときに用いられることもある。[1-1] に紹介した *DN.005 Kūṭadanta-s.* (「究羅壇頭經」vol. I p.135) もそうであるが、これ以外にも次のような用例がある。

[過去の話] レーヌ王 (*Reṇu*) は王子時代の友人であるマハーゴーヴィンダ婆羅門と6人のクシャトリヤとの間で、「王位に推挙されたならば、国土を分け与える」と約束をしていた。時を経ずして父王のディサンパティ (*Disampati*) が亡くなり、彼は王位に即いたが、五欲の樂に耽った。そこでマハーゴーヴィンダ婆羅門は6人のクシャトリヤに王子時代の約束を思い出させ、彼らからレーヌ王に国土を要求させた。王はマハーゴーヴィンダ婆羅門を仲介者として、父王ディサンパティの大地を (*mahā-paṭṭhaviṃ*) 分け与えることにした。かくしてかのマハーゴーヴィンダ婆羅門はレーヌ王のジャナパダが (*Reṇussa rañño janapado*) 中央になるように7分した<sup>(1)</sup>。[要旨] *DN.019 Mahāgovinda-s.* (「大典尊經」vol. II p.235)

過去久遠時。世有王名曰地主。第一太子名曰慈悲。王有大臣名曰典尊。大臣有子名曰焰鬘。…… [p.031下] [焰鬘は] 其後名稱流聞海内、天下咸稱為大典尊。……時大典尊即往詣六利利大臣而告之曰。諸君。當知今王地主。年已朽邁餘壽未幾。若以太子紹王位者未為難也。汝等可往白太子此意。我等與尊 [=第一太子之慈悲] 生小知舊。尊苦我苦尊樂我樂。今王衰老年已朽邁餘壽未幾。今者太子紹王位者未為難也。尊設登位當與我封。時六利利大臣聞其語已、即詣太子說如上事。太子報言。設吾登位、列土封國。當更與誰。時王未久忽然而崩。…… [p.032上] [大典尊は] 往詣語利利曰。汝今寧憶昔所言不。今者太子以登王位、隱處深宮五欲自娛。汝等今者可往問王。王居天位五欲自娛、寧復能憶昔所言不。時六利利聞是語已、即詣王所白大王言。王居天位五欲自娛、寧復能憶昔所言不。列土封邑、誰應居之。王曰不忘昔言。列土封邑。非卿而誰。王復自念。此閻浮提地內廣外狹。誰能分此以為七分。復自念言。唯有大典尊乃能分爾。即告之曰。汝可分此閻浮提地使作七分。時大典尊即尋分之。王所治城村邑郡國皆悉部分。六利利國亦與分部。『長阿含』003「典尊經」(大正01 p.031中～p.032上)

[過去世の話] [p.342] カーシ王ブラフマダッタがコーサラ王ディーギーティの軍隊と運載のための [象や馬などの] 動物、ジャナパダ、[財貨の] 蔵、[穀物の] 倉庫を侵略して留まった (*Brahmadatto Kāsirājā Dīghitissa Kosalarañño balañ ca vāhanañ ca janapadañ ca kosañ ca koṭṭhāgārañ ca abhivijīya ajjhāvasati*)。…… [後にコーサラ王の遺児ディーギーティ王子 (*Dīghāvu-kumāra*) がカーシ王に近づいて父の仇を討とうとしたが、彼は父王の遺言を守って、王を赦免した。かくしてカーシ王ブラフマダッタはディーギーティ王子の] [p.349] 父 [王ディーギーティ] に属した軍隊と運載のための [象や馬などの] 動物、ジャナパダ、[財貨の] 蔵、[穀物の] 倉庫を [王子に] 返して (*pettikaṃ balañ ca vāhanañ ca janapadañ ca kosañ ca koṭṭhāgārañ ca paṭipādesi*)、そして [己の] 女性を与えた (*dhītarañ ca adāsi*)<sup>(2)</sup>。[要旨] *Vinaya* 「コーサンビー

犍度」 (vol. I pp.342~349)

乃往過去世。有伽奢国王梵施拘薩羅王長生。父祖怨仇。梵施王兵衆威力勇健財寶復多。長生王兵衆威力不如財寶復少。後異時梵施王。與四部兵來至拘薩羅國罰長生王。奪得一切国土兵衆庫藏珍寶。…… [p.882中] 時王即還其父時兵衆及一切国土庫藏珍寶。即莊嚴其女與之。『四分律』「拘睺彌犍度」 (大正 22 p.880 中~p.882 中)

乃往過世拘薩羅有王名曰長壽。所統處少兵衆寡弱。隣国迦夷王名梵達。所統處廣兵衆強盛。漸漸侵奪遂吞其国。…… [p.160上] 於是還宮以女妻之。左手捉金澡盤。右手捉金澡罐。灌長生手還其本国。復爲拘薩羅王。『五分律』「羯磨法」 (大正 22 p.159 上~p.160 上)

[ラッタパーラ比丘がクル王のコーラヴヤ (Koravya) に例話をういて教を説いている中で、次のように説いた] 東方からの訪問者が王のもとを訪れて、「東方のジャナバダ (*janapadam*) には多数の人々が住み、象牙や黄金といった物資が町中に溢れ、富み栄えている。また種々の軍隊が常駐する、豊かな地域である」と告げて、王に「大王よ、(武力で) 征服なさい」と、誘惑する言葉を投げかける。[要旨] *MN.082 Raṭṭhapāla-s.* (「頼吒想羅經」 vol. II p.071)

若於東方有一人來。可信可任不欺誑世。來語王言。我從東方來。見彼国土極大富樂多有人民。大王。可得彼国爾所財物人民力役。欲得彼国整御之耶。『中阿含』 132「頼吒想羅經」 (大正 01 p.627 中)

[パセーナディ王が世尊に答えて] 主権の驕りに酔い、愛欲の貪りに耽り、ジャナバダの安定を達成し (*janapada-tthāvariya-ppattānam*) <sup>(3)</sup>、広大な領土を征服して住する (*mahantaṃ pathavi-maṇḍalaṃ abhivijjiya ajjhāvasantānam*) クシャトリヤにして灌頂された王たちには (*raññaṃ khattiyānaṃ muddhāvasittānam*)、王としての務めがある。 *SN.003-003-005* (vol. I p.100)

波斯匿王白佛言。世尊。彼灌頂王法人中自在。精勤方便。王領大地統理王事。周行觀察而來至此。『雜阿含』 1147 (大正 02 p.305 中)

王白佛言。世尊。国事廣大。衆務猥多。斷理庶訖。來詣佛所。以是之故。身體全塵。『別記雜阿含』 070 (大正 02 p.398 下)

[パセーナディ王が世尊に告げて] 私の官吏、密偵、偵察者たちはジャナバダを偵察して戻って来る (*mama purisā carā ocarakā janapadam ocaritā āgacchanti*)。 *SN.003-002-001* (vol. I p.079)、 *Udāna 006-002* (p.066)

我有家人亦復出家。作斯等形相。周流他国而復來還。『雜阿含』 1148 (大正 02 p.306 上)

我所使人。亦使著如是形服使。遠至他国。察彼国中。或經八月。或至十月。作種種事已。還來歸国。『別記雜阿含』 071 (大正 02 p.399 中)

このようにジャナバダは「王の支配する領土」あるいはその一部を表すことがあるが、それはラッタという概念とは同じでないことはいうまでもない。先にも指摘したように、ラッタは政治的・人為的に区域分けすることができるゲゼルシャフト的概念であるに対し、ジャナバダは文化を共有する自然に形成されたゲマインシャフト的な概念であるからであって、このことがこれらの用例からも如実に知られる。このことについてはラッタを考察する際に、もう一度取り上げたい。

(1) *Mahāvasthu* (vol. III p.208) には *aṇḍa-madhyamaṃ Reṇusya rājñāḥ āsi ataḥ puram* とあり、中央に「レーヌ王のプラ (*pura*) があった」とする。因に7区分された地域名とその首

都名はカリンガ (Kāliṅga) のダントプラ (Dantapura)、アッサカ (Assaka) のポータナ (Potana)、アヴァンティ (Avanti) のマーヒッサティ (Māhissati)、ソーヴィーラ (Sovira) のロールカ (Roruka)、ヴィデーハ (Videha) のミティラー (Mithilā)、アング (Aṅga) のチャンパー (Campā)、カーシ (Kāśinam) のバーラーナシー (Bārāṇasī) である。また対応する漢訳『長阿含』003「典尊經」(大正01 p.033上)には「①檀特の伽陵城、②阿婆の布和城、③阿槃の大天城、④鴛伽の瞻婆城、⑤敷彌の薩羅城、⑥西陀の路樓城、⑦婆羅の伽尸城」とあり、また異訳『仏説大堅固婆羅門縁起經』巻下(大正01 p.210下)には「①迦陵譏国の捺多布囉城、②摩湿摩迦国の褒怛那城、③晚帝那国の摩呬沙摩城、④蘇尾囉国の勞嚕迦城、⑤尾提呬国の彌體羅城、⑥摩伽陀国の瞻波大城、⑦迦尸国の波羅奈大城」とある。なお末木文美士博士の『アーガマ』「阿含經現代語訳第十三回『典尊經』」註(191)、pp.107~108を参照させて頂いた。『仏説大堅固婆羅門縁起經』の⑤と⑦は、本文中には「⑤彌體羅国の尾提呬城」「波羅奈国の迦尸大城」とあるが、訂正した。

- (2) 「ディーギーティ (長寿、Dīghīti) 王の物語」は、以下の聖典にもある。『中阿含』072「長寿王本起經」巻1(大正01 p.532下)、『増一阿含』024-008(大正02 p.626下)、『四分律』「拘睺彌健度」(大正22 p.880中)、『五分律』「羯磨法」(大正22 p.159上)、*Jātaka* 371 (vol. III p.211)、『六度集經』(10)No.152(大正03 p.005上)、『長寿王經』(大正03 p.386上)である。

なお MN.128 は偈の箇所のみ。十誦律「俱舍彌法」(大正23 p.215下)は「廣説長壽王經已」、僧祇律「單提 004」(大正22 p.335上)は「如長壽王本生經中廣説」として、省略している。

- (3) 原始仏教聖典中には理想の国王として転輪王 (*cakkavatti-rājan*) が説かれているが、この転輪王の果たすべき役割の1つに、合成語「ジャナパダの安定を達成すること (*janapadatthāvariappatta*)」が挙げられ、これは領地の安定を意味する。ジャナパダの安定を維持することは転輪王のみならず、すべての王の目標であり、そのために王にはダング権が付与され、その代償としてのバリ (租税) を得る。このように王にとってジャナパダの安定は至上命題であった。なおこの合成語は以下にもある。即ち、DN.003 *Ambaṭṭha-s.* (『阿摩晝經』 vol. I p.088)、DN.014 *Mahāpadāna-s.* (『大本經』 vol. II p.016)、DN. 016 *Mahāparinibbāna-s.* (『大般涅槃經』 vol. II p.146)、DN. 017 *Mahā-Sudassana-s.* (『大善見王經』 vol. II p.169)、DN. 026 *Cakkavattisihanāda-s.* (『転輪聖王師子吼經』 vol. III p.059)、DN. 026 *Cakkavattisihanāda-s.* (vol. III p.064, p.075)、DN. 030 *Lakkhana-s.* (『三十二相經』 vol. III p.142)、MN. 091 *Brahmāyu-s.* (『梵摩經』 vol. II p.134)、MN. 092 *Sela-s.* (『施羅經』 vol. II p.146)、AN. 007-006-058 (vol. IV p.089)、AN. 007-007-062 (vol. IV p.105)、*Suttanipāta* 003-007 (p.106)、*Itivuttaka* (p.015) である。

[4] 次の用例は、漠然と王が支配する領内の土地を表すケースと解してよいであろう。

[昔、セーリーという名の王 (*Serī nāma rājā*) がいて、後に天子となって世尊に告げた。即ち] 私は人々に「[城] 外の諸ジャナパダからの (*bahiresu janapadesu*) 収益 (貢献、*āya*) のうち、半分を後宮 (*antepura*) に収め、そこで半分を沙門、婆羅門、貧窮なる者、旅行者、宿無き者、乞う者たちに布施として与えよ」と告げた。SN.002-003-003 (vol. I p.059)

我時答言。善男子。諸方邊國。歲輸財物應入我者。分半入庫。分其半分。即於彼處惠施作福。彼聞教旨往詣邊國。集諸財物半送於庫。半留於彼惠施作福。『雜阿含』999(大正02 p.262上)



王即答言。先所與者。已爾與盡。自今已後。他方小国所可貢獻。半入庫藏。半用修福。『別訳雜阿含』136 (大正 02 p.427 上)

[顧問官の婆羅門がマハーヴィジタ王に (*rājānaṃ Mahāvijitaṃ*) 告げて] 王のジャナパダに (*rañño janapade*) いる、町と地方の住民であるクシャトリヤと随侍者たち (*khattiyā anuyuttā negamā c' eva jānapadā ca*)、……町と地方の住民である大臣と侍臣たち (*amaccā pārisajjā negamā c' eva jānapadā ca*)、……町と地方の住民である大富豪なる婆羅門たち (*brāhmaṇa-mahāsālā negamā c' eva jānapadā ca*)、……町と地方の住民である富裕なるガハパティたち (*gahapati-necayikā negamā c' eva jānapadā ca*)、その人々に、尊き王は「大供犠祭 (*mahāyañña*) をとり行なう」と告げなさい。[要旨] *DN.005 Kūṭadanta-s.* (「究羅壇頭経」vol. I p.136)

というものである。

またつぎの用例もこれに類すると解してよいであろう。

[釈迦族の王であったバツディヤ (*Bhaddiya*) 比丘が世尊の質問に答えて] 以前、私が在家者の身にあつて、王位の樂を求めていた時には、後宮 (*antepura*) の内外、ナガラの内外、ジャナパダの内外において (*anto pi janapade……bahi pi janapade*)、警護が嚴重であつた。[要旨] *Udāna 002-010* (p.019)、*Vinaya* 「破僧健度」(vol. II p.184) (1)

跋提白佛言。我本在家時内外常以刀杖而自衛護。『四分律』「僧残 010」(大正 22 p.591 下)

跋提白言。我昔在家。住於七重城塹之裏。七行象七行馬七行車七行歩四兵圍繞 『五分律』「僧残 010」(大正 22 p.017 中)

(1) PTS テキストには *bahi pi janapade rakkhā susaṃvihitā hoti* を欠くが、ナーランダー版や *Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM* 版により補う。

[5] ジャナパダが都会に対する「地方」を表す場合もある。

[5-1] ただしこれは「janapada」が形容詞としての「jānapada」となり、「nigama」が「negama」となつて対として用いられる。この「jānapada」と「negama」という言葉は、*Sumaṅgala-vilāsini* (vol. I p.297) に「negama」とは「nigamaに住む人々」である。「jānapada」とは、「janapada」に住む人々、である (*negamā ti nigamavāsino. jānapadā ti janapada-vāsino*)」とあるとおりに「住民」を表すから、前者の訳語は「地方の住民」、後者の訳語は「町の住民」ということになるであろう。先に引用した

[顧問官の婆羅門がマハーヴィジタ王に告げて] 王のジャナパダに (*rañño janapade*) いる、町と地方の住民であるクシャトリヤと随侍者たち (*khattiyā anuyuttā negamā c' eva jānapadā ca*)、……町と地方の住民である大臣と侍臣たち (*amaccā pārisajjā negamā c' eva jānapadā ca*)、……町と地方の住民である大富豪なる婆羅門たち (*brāhmaṇa-mahāsālā negamā c' eva jānapadā ca*)、……町と地方の住民である富裕なるガハパティたち (*gahapati-necayikā negamā c' eva jānapadā ca*)、その人々に、尊き王は「大供犠祭 (*mahāyañña*) をとり行なう」と告げなさい。[要旨] *DN.005 Kūṭadanta-s.* (「究羅壇頭経」vol. I p.136)

という文章に含まれる「negama」と「jānapada」がそれであるが、他に以下のような用例

がある。

[過去の転輪王ダルハネーミ (*Dalhanemi*) が四天下を征服し、国土を統治して (*cāturanto vijitāvī janapada-tthāvariya-ppatto*)、王位を移譲した太子に告げて] 転輪王は正法を守護して、[p.061] 町の住民や地方の住民に対して (*negama-jānapadesu*) 擁護 (人民保護) すべきである、と。[要旨] *DN.026 Cakkavattisihanāda-s.* (「転輪聖王師子吼経」 vol. III p.059~p.061)、*AN.003-002-014* (vol. I p.109)、*AN.005-014-133* (vol. III p.149)

転輪王には婆羅門や居士、町の住民や地方の住民 (*negama-jānapadā*) など、多数の追従者がいる (1)。[要旨] *DN.030 Lakkhana-s.* (「三十二相経」 vol. III p.148)

[世尊がパセーナディ王に告げて] 王が不放逸ならば、町の住民や地方の住民も (*negama-jānapadassa*) 不放逸となる。[要旨] *SN.003-002-009* (vol. I p.089)

[阿難が思念して] マガダ王セーニヤ・ビンピサーラは正義を守る法王であり、町の住民や地方の住民にも (*negamānañ c' eva jānapadānañ ca*) 利益あり、と。[要旨] *DN.018 Janavasabha-s.* (「闍尼沙経」 vol. II p.202)

[世尊が比丘たちに告げられて] 王が非法であれば、町の住民や地方の住民も (*negama-jānapadā pi*) 非法となる。…… [p.075] 王が如法であれば、町の住民や地方の住民も (*negama-jānapadā pi*) 如法となる。[要旨] *AN.004-007-070* (vol. II p.074~p.075)

[世尊が阿難に告げられて] 昔、ミティラーにマカーデーヴァ (*Makhādeva*) という如法の王がいて、婆羅門や居士、町の住民や地方の住民に対しても (*negamesu c' eva jānapadesu ca*) 正法を行い、布薩を行なった。[要旨] *MN.083 Makhādeva-s.* (「大天棕林経」 vol. II p.074)

[世尊がダンミカ比丘に告げられて] 昔、コーラヴヤ王にニグローダ樹があり、その果実が美味だったので、町の住民や地方の住民が食べた (*negama-jānapadā paribhuñjanti*)。[要旨] *AN.006-005-054* (vol. III p.369)

[侍者ナーギタ (*Nāgita*) が世尊に告げて] 婆羅門や居士、町の住民や地方の住民が (*negamā c' eva jānapadā ca*)、世尊の赴かれるところに現われる、と。*AN.005-003-030* (vol. III p.031)、*AN.006-004-042* (vol. III p.342)、*AN.008-009-086* (vol. IV p.341)

森や樹下などに親しむ者に、婆羅門や居士、町の住民や地方の住民が (*negamā c' eva jānapadā ca*) 続々と訪れてくる。[要旨] *MN.122 Mahāsuññata-s.* (「空大経」 vol. III p.116)

- (1) 町の住民・地方の住民を挙げる以外に、*DN.030 Lakkhana-s.* (「三十二相経」 vol. III p.177) では *brāhmaṇa-gahapatika* (婆羅門・居士)、*gaṇaka-mahāmatta* (主財官・司政官)、*anikaṭṭha* (衛兵)、*dovārika* (門衛)、*amacca* (大臣)、*pārisajja* (廷臣)、*rājan* (副王)、*bhogin* (富豪)、*kumāra* (王子) を挙げ、*DN.026 Cakkavattisihanāda-s.* (「転輪聖王師子吼経」 vol. III p.064) でも、*amacca* (大臣)、*pārisajja* (廷臣)、*gaṇaka-mahāmatta* (主財官・司政官)、*anikaṭṭha* (衛兵)、*dovārika* (門衛)、*mantassāvivin* (助言により生活する者) を挙げている。

[5-2] ところで ‘*jānapada*’ と ‘*negama*’ という言葉は、どのような語感をもった言葉

なのであろうか。これまでのわれわれの理解では、ニガマはガーマが交易場として発達した市場町を意味すると理解してきたから<sup>(1)</sup>、したがって‘negama’は「町の住民」ということになるのであるが、ニガマよりも規模が大きく、繁華な「都市」と訳すべき言葉には‘nagara’あるいは‘pura’<sup>(2)</sup>があつて、例えばマガダの王舎城やコーサラの舎衛城などがこれに相当する<sup>(3)</sup>。このようなナガラに住む住民を表す‘nāgara’<sup>(4)</sup>という言葉もあるのであるから、なぜ‘jānapada’に対する語が‘nāgara’ではなく‘negama’なのかということも検討しておかなければならないであろう。

‘nāgara’という言葉はパーリの原始仏教聖典には見出しえず、註釈書文献になってみられるのであるが、この経緯を理解する鍵は、やはりこれらの言葉が使われている文章から判断するべきであろう。たとえば *DN.030 Lakkhana-s.* や *MN.083 Makhādeva-s.*、あるいは *AN.005-003-030* では、この2つの言葉は婆羅門や居士と並列に用いられている。ところが最初の *DN.005 Kūṭadanta-s.* では、この2つの言葉は町と地方の住民であるクシャトリヤ（灌頂されたクシャトリヤ）<sup>(5)</sup>と随侍者（随侍しているクシャトリヤ）<sup>(6)</sup>、町と地方の住民である大臣や侍臣（〔大臣〕以外の勅命を執行する者）<sup>(7)</sup>、町と地方の住民である大邸宅の婆羅門、町と地方の住民である富豪なる居士というように、‘negama’と‘jānapada’が対比して使われている。つまり同じクシャトリヤであれ、大臣や侍臣であれ、婆羅門であれ、居士であれ、経済活動の進展に伴って政治経済的な活動の中心地となるような都市化が必然的に起ってきた結果、‘negama’と‘jānapada’という表現が表れてきたのであろう。このように考えれば‘negama’はやはり文字通りニガマに住む人々を指しているのではないかと思われる。要するに「首都の住民（nāgara）」あるいは「地方の住民（jānapada）」に対する「町の住民（negama）」といった中間規模の地方都市に住む住民という感じではなかろうか<sup>(8)</sup>。

とするならば次には‘jānapada’が問題となるが、これはナガラやニガマを除くガーマに住む住民ということになるのであろう。しかしそれなら村人を意味する‘gāmika’でもよさそうであるが、なぜそうしなかったのであろうか。もし商人と農民という区分けなら、‘vāṇija’と‘kassaka’という言葉もある。

またこれが「ガーマに住む住民」を意味するなら、ここになぜ‘jānapada’という言葉が使われたのであろうか。おそらくこれは‘janapada’のそもそもの原義が「人々が足を置いた土地」すなわち「人々が住む土地」を意味するように、ジャナパダの始まりは食料生産すなわち農業が基礎となる「開拓」であつて、それが‘janapada’の語感から離れがたいものとなっているからであろう。要するに‘jānapada’は土地と密着して生活している人々、あるいは土着の人々を指すのであろう。このように理解するならば、‘jānapada’は「地方の住民」と訳するよりも、「田舎の住人」と訳したほうが、よりイメージに近いといえるかも知れない。

もちろん‘negama’にも農業を生業とする人がいたであろうけれども、片手間には交易にも従事し、またあるいは土着でないよそ者がニガマに住んだということもあるのかも知れない。

(1) 『国家の起源と伝承』に「一群の初期貨幣にニガマで発行されたことを意味する『ネーガマ』という銘が刻まれている」(p.126)とある。なお中村元『インド古代史(上)』(p.102)

に「ニガマ (*nigama*) という語は後代のスートラ文献になってはじめて現われる」と指摘されている。

- (2) *Jātaka-aṭṭhakathā* (vol.VI p.276) には「‘ブラに’とは、ナガラに、である (*puran ti nagaram*) 」とする。また DN. の復註 *Silakkhandhavagga-abhinavaṭikā* (*Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM* 版、*MYANMAR* vol.II p.286) には「‘ブラにおいて’とは、ラージャダーニー (王都) [または] マハー・ナガラ (大都市) において、である (*pure ti rājadhānīmahānagare*) 」とある。なお *Mahāniddeśa-aṭṭhakathā* (vol. I p.014) では「一人の王の命令の及ぶ地域がラージャダーニーである (*ekassa rañño āṇāpavattiṭṭhānaṃ rājadhānī*) 」と、ラージャダーニーを定義している。なお PTS のパーリ辞書には、*rājadhānī* に a royal city という訳語を与え、通常は *gāma*、*nigama* とともに用いられる、としている。
- (3) *Suttanipāta* v.1013 (p.194) に「マガダのブラ [即ち、王舎城] に (*Māgadham puram*) 」、*Suttanipāta* v. 976 (p.190) に「コーサラ人たちのブラ [即ち、舎衛城] から (*Kosalānaṃ purā*) 」とあるほか、*Vinaya* (vol. I p.008) には「カーシ人たちのブラ [即ち、バーラーナシー] へ (*Kāsinam puram*) 」、*MN.012 Mahāsīhanāda-s.* (「師子吼大経」 vol. I p.068) には「ヴェーサーリーの城外、ブラ (都市) の西の林に住された (*Vesāliyam viharati bahinagare aparapure vanasaṇḍe*) 」などとあって、バーラーナシーやヴェーサーリー等々も「ブラ」と称されている。
- (4) *Pācityādiyojanāpāli* (*Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM* 版、*MYANMAR* p.060) には「‘ナガラのなかに住む’ので、ナガラの住民 (*nāgarā*) である (*nagare nivasanti ti nāgarā*) 」と註釈している。あるいは *Padārūpasiddhi* (*Chaṭṭha Saṅgāyana CD-ROM* 版、*MYANMAR* p.228) でも「‘ナガラのなかに住む’ので、ナーガラあるいはナーガラカである (*nagare vasati ti vā nāgaro, nāgarako vā*) 」とある。
- (5) *Sumaṅgala-vilāsini* (vol.III p.850) では転輪聖王の従者クシャトリヤを「灌頂されたクシャトリヤ (*abhisittakattiya*) 」とする。
- (6) *Sumaṅgala-vilāsini* (vol.III p.850) では転輪聖王の従者 *anuyutta* を「随侍しているクシャトリヤ (*anuyuttakattiya*) 」とする。
- (7) *Sumaṅgala-vilāsini* (vol. I p.297) 本論文【7】 [7] [7-2] p.190 の註 (8) を参照。
- (8) たとえば *Jātaka* 546 (vol.VI p.465) には「都市の人々と地方の人々は (*nāgarā ca jānapadā ca*) 」とあり、また *Jātaka* 547 (vol.VI p.587) には「地方の人々と町の人々は (*jānapadā c' eva negamā ca*) 」とある。さらに *Jātaka-aṭṭhakathā* (vol.VI p.587) では「都市の人々と町の人々と地方の人々は (*nāgarā c' eva negama-jānapadā ca*) 」ともある。

[5-3] 次の資料はラージャガハの人々 (*Rājagahe manussā*) に対して ‘*jānapadā manussā*’ という言葉が用いられている。上記のように考えれば、この ‘*jānapada*’ には ‘*negama*’ も含まれるかも知れない。

ラージャガハの人々は (*Rājagahe manussā*) 「世尊が比丘たちに居士衣を許された」と聞いた。人々は大いに喜び、踊躍して、「今、私たちは布施を与えよう。功德を積もう。何となれば、世尊が比丘たちに居士衣を許されたのだから」と、ラージャガハで1日1千という多数の衣服ができた<sup>(1)</sup>。地方の人々が (*jānapadā manussā*) 聞いて、ジャナパダにおいて (地方、*janapade*) もまた、1日1千という多数の衣服ができた。*Vinaya* 「衣襪度」 (vol. I p.280)

- (1) ピンピサーラ王の治世下で活躍した五大富者 (セッティ [*seṭṭhi*]、Skt. シュレーシュティン [*śreṣṭhin*] 交易商人) のように、マガダの王制国家において、ピンピサーラ王を支える豪商

たちがいた。五大富者とはジョーティヤ (Jotiya)、ジャティラ (Jaṭila)、ラム (Ram)、プンナカ (Puṇṇaka)、カーカヴァリヤ (Kākavaliya) である。岩井昌悟・本澤綱夫・カタブンニョー比丘編『*Visākhā Migāramātā* 関係諸資料』(本「モノグラフ」第12号【資料集篇Ⅶ】) p.109 以下、ならびに *Translation of the Legends of the Dhammapada Commentary* part 2, p.059 を参照。なお「パセーナディ王もピンピサーラ王の領土に五人の大富者がいることに着目して、メンダカ長者の息子ダナンジャヤを連れて帰り、サーケータに住ませた」とある。中村元『仏弟子の生涯』(春秋社 1998) p.622 以降を参照。またロミラ=ターパル博士は「ピンピサーラ王がシュレーニヤすなわち「団体」の長を意味するセーニヤ/シュレーニカの称号をもつ。この団体はおそらくマーガダの組織であり、彼はこの組織を利用して自己の権力を確立したものと思われる」(『国家の起源と伝承』p.158) と述べている。しかし *seni* は「軍の」「兵士」という意味であり、これに対して *seṇi* は「組合」「軍団」の意味である。ただし *seṇi* は *seni* とともに表記される。いずれにしても「組合」よりも「軍団」の意味ではなからうか。

[6] ジャナパダに辺境とか中央という限定語を付して、ある特定の「地域」を意味する場合もある。これには以下のように、さまざまなニュアンスと内容が付されている。

[6-1] まず釈尊の教団が発展していく過程における、仏教の伝播範囲に基づく中央と辺境のジャナパダという区分である。具体的には遠隔地では未だ比丘たちの数も少なく、具足戒を授けるために必要な10人の比丘(十衆具足戒)が集められないというような事情があって、そこで世尊が辺境での具足戒を授ける制度を定められる際に、中央と辺境の諸ジャナパダでの手続きの相違を認められたものである。

[世尊が比丘たちに告げられて] アヴァンティ南路には (Avanti-dakkhiṇāpatho) 比丘が少ない。すべての辺境の諸ジャナパダでは (*sabbapaccantimesu janapadesu*)、持律者を加えた5人のガナで具足戒を授けることを許可する。辺境の諸ジャナパダは、すなわち東方にカジャンガラと名づけるニガマが (*Kajāṅgalaṃ nāma nigamo*) ある。その郊外にはマハーサーラーが (*Mahāsālā*) あり、それより外を辺境の諸ジャナパダ (*paccantimā janapadā*) とし、それより内を中央 (*majjhe*) とする。東南にサッラヴァティーと名づける河が (*Sallavatī nāma nadī*) あり、それより外を辺境の諸ジャナパダとし、……南方にセータカンニカと名づける町が (*Setakaṇṇikaṃ nāma nigamo*) あり、……西方にトゥーナと名づける婆羅門村が (*Thūṇaṃ nāma brāhmaṇagāmo*) あり、……北方にウシーラッダジャと名づける山が (*Usīraddhajo nāma pabbato*) あり、それより外を辺境の諸ジャナパダとし、それより内を中央とする<sup>(1)</sup>。 *Vinaya* 「皮革鞆度」 (vol. I p.197)

「東方にブンドゥラヴァルダナというナガラが (*Puṇḍravardhanaṃ nāma nagaraṃ*) あり、その東にブンドゥラカクシャという森が (*Puṇḍrakakṣo nāma dāvaḥ*) ある。それが限界で、それより越えて辺境である (*tataḥ pareṇa pratyantaḥ*)。南方にシャーラーヴァティーというナガリーが (*Śārāvati nāma nagarī*) ある。……西方にストゥーナとウバストゥーナカの両婆羅門村が (*Sthūṇopasthūṇakau brāhmaṇa-grāmakau*) あり、……北方にウシーラギリが (*Usīragiriḥ*) あり、それが限界で、それより越えて辺境である。『梵文根本有部律Ⅱ』 (vol. II p.169)

告諸比丘言。聽阿濕婆阿槃提国持律五人得受大戒。若有餘方亦聽。餘方者。東方有国。名白木調国。已外便聽。南方有塔。名靜善塔。已外便聽。西方有国山名一師梨仙人種山。方外便聽。北方有国名柱方

外便聽如是諸方外。『四分律』「皮革捷度」（大正 22 p.846 上）

佛語諸比丘。從今日聽邊國中持律第五受具足戒。是中南方白木聚落。白木聚落外是邊國也。西方有住婆羅門聚落。婆羅門聚落外是邊國。北方優尸羅山。去山不遠。有蒲泉薩羅樹。薩羅樹外是邊國。東方有婆羅聚落。字伽郎。伽郎外是邊國。東北方有竹河。竹河外是邊國。『十誦律』「皮革法」（大正 23 p.181 下）

佛言。從此東方。有奔茶林。彼有水。名曰奔茶。從此已去。名爲邊國。南方有國。名攝伐羅佛底。有水亦名攝伐羅佛底。從此已外。亦名邊方。西方有國。名宰吐奴。鄔波宰吐奴婆羅門村。此外名邊方。北方有山。名嘔尸羅。此山之外。名曰邊方。『根本有部律』「皮革事」（大正 23 p.1053 上）

齊何處是邊方耶。東至奔茶林。西至二宰吐奴村南至攝伐羅伐底河。北至嘔尸羅山

攝頌曰

東至奔茶林 西二吐奴村 南邊伐底河 北嘔尸羅山

此限域外名曰邊國。內名中方。『根本薩婆多部律撰』卷五（大正 24 p.554 上）

なお次はこの規定の要約である。

僧伽に5つある。①四比丘僧伽、②五比丘僧伽、③十比丘僧伽、④二十比丘僧伽、⑤過二十比丘僧伽である。……比丘たちよ、このうち②五比丘僧伽は中央の諸ジャナパダにおいて (*majjhimesu janapadesu*) の授戒と出罪との二羯磨を除き、ほかの一切の如法和合羯磨をなし得る。*Vinaya*「瞻波捷度」（vol. I p.319）

有四種僧。四人僧五人僧十人僧二十人僧是中四人僧者。除自恣受大戒出罪。餘一切如法羯磨應作。是中五人僧者。在中國除受大戒出罪。餘一切如法羯磨應作。『四分律』「瞻波捷度」（大正 22 p.886 上）

有五種僧。四比丘僧。五比丘僧。十比丘僧。二十比丘僧。無量比丘僧。四比丘僧者。除受戒羯磨出罪羯磨。餘羯磨皆得共作。五比丘僧者。中國除受戒出罪羯磨。邊國除出罪羯磨餘羯磨皆得共作。『五分律』「羯磨法」（大正 22 p.162 下）

是中五比丘清淨同見僧中。可如法作諸羯磨。除中國受大戒羯磨。除出罪羯磨。『十誦律』「瞻波法」（大正 23 p.219 下）

- (1) 地名の比定に関しては、前田恵学『原始仏教聖典の成立史研究』p.089以降を参照。なお仏典が伝える中央のジャナパダ（中国）に対し、バラモン文化圏ではマディヤ・デーシャ（中国）と称して、*Manusmṛti* 2-21に次のようにある。即ち「ヒマーラヤおよびヴィンディヤ〔両山脈〕の中間にあって、ヴィナシャナの東、プラヤーガの西は『マディヤデーシャ』（中原の地）と呼ばれる（*Himavad-Vindhyayor madhyam yat prāg Vinaśanād api, pratyag eva Prayāgācca madhyadeśaḥ prakirtitaḥ*）」とされる。なお和訳は渡瀬信之『マヌ法典』（p.043）、テキストは *Manusmṛti* Typed, analyzed and proofread by M. YANO and Y. IKARI (May-June 1991, January-April 1992, March-April 1996) を使用させて頂いた。バラモン文化圏における中央のジャナパダについては、羽溪了諦「仏陀時代の政治状態」（『仏教研究』新第5巻、第2号）pp.002~006を参照。

[6-2] 仏教を信じるうえでの条件から、ジャナパダが中国と辺境に区分される場合もある。上記の区分とは必ずしも重ならないであろうが、註釈書ではこれを重ねて解釈している(1)。

中央の諸ジャナパダに (*majjhimesu janapadesu*) 再生する衆生たちは少なく、辺境の諸ジャナパダに (*paccantimesu janapadesu*) 再生する衆生たちは多い。*SN.056-062*

(vol. V p.466) 、 *AN.001-019-001* (vol. I p.035)

如甲上土。如是生中国者亦爾 如大地土。如是生邊地者亦爾……『雜阿含』 442 (大正 02 p.114 中)

これは次のような価値観が含まれているからである。以下は、梵行を修習するのに不遇な時として9種を挙げるうちの第6と第8、あるいは仏や仏法に遭う機会がないことに8種(八難 *aṭṭh' akkhaṇā asamayā brahma-cariya-vāsāya*)があるとするうちの第5と第7としてあげられたものである。

[第六梵行住の不時不節] 辺境の諸ジャナパダに (*paccantimesu janapadesu*) 再生し、辺地人や無智者たちの中であって、その場所へは比丘、比丘尼、優婆塞、優婆夷たちは趣かない。… [第七梵行住の不時不節] …如来が世に出現されているにもかかわらず、彼は中央の諸ジャナパダに (*majjhimesu janapadesu*) 再生しても、邪見、顛倒の見があり… [第八梵行住の不時不節] …中央の諸ジャナパダに再生しても、彼は悪慧、愚癡、聾啞であって、善説・悪説の義理を自ら了知できない……。 [要旨] *DN.033 Saṅgīti-s.* (「等誦経」 vol. III p.264) 、 *DN.034 Dasuttara-s.* (「十上経」 vol. III p.287) (2) 、 *AN.008-003-029* (vol. IV p.226)

邊地無識無佛法處。是爲不閑處不得修梵行。如來至眞等正覺出現於世說微妙法。寂滅無爲向菩提道。或有衆生生於中国。而有邪見懷顛倒心。惡行成就必入地獄。是爲不閑處不得修梵行。如來至眞等正覺出現於世說微妙法。寂滅無爲向菩提道。或有衆生生於中国。聾盲瘖瘡不得聞法修行梵行。是爲不閑。如來至眞等正覺不出世間。無有能說微妙法。寂滅無爲向菩提道。而有衆生生於中国。彼諸根具足堪受聖教。而不值佛不得修行梵行。是爲八不閑。『長阿含』 010「十上経」 (大正 01 p.055 下)

復次如來出現世時廣演法教。然此衆生在邊地生。誹謗賢聖造諸邪業。是謂第五之難。復次如來出現世時廣演法教得至涅槃。然此衆生生於中国。又且六情不完具。亦復不別善惡之法。是謂第六之難也。若復如來出現世時廣演法教得至涅槃。然此衆生在於中国。雖復六情完具無所缺漏。然彼衆生心識邪見。無人無施亦無受者。亦無善惡之報。無今世後世亦無父母。世無沙門婆羅門等。成就得阿羅漢者。自身作證而自遊樂。是謂第七之難也。『增一阿含』 042-001 (大正 02 p.747 上)

このような考え方は註釈書文献にも引き継がれている。例えば *Jātaka* 「近い因縁話」 (vol. I p.049) では、世尊の誕生に相応しい地域としてジャンプ州の中の「中央のジャナパダ (中国)」が挙げられ、その広さを「長さが300 ヨーjana (由旬)、幅が250 [ヨーjana]、周囲が900 ヨーjanaの距離 (*āyāmato tīṇi yojanasatāni vitthārato aḍḍhatiyāni parikkhepato navayojanasatāni*) 」としている。その他 *Sumaṅgala-vilāsini* (vol. I p.173) (vol. II p.429) 、 *Papañca-sūdanī* (vol. II p.200) (vol. IV p.172) 、 *Manoratha-pūraṇī* (vol. I p.098) 、 *Itivuttaka-aṭṭhakathā* (vol. II p.082) 、 *Apadāna-aṭṭhakathā* (p.054) にも同様の記述がある。

- (1) ただし註釈書では両者を重ねて解釈している。*AN.001-019-001* (vol. I p.035) の註釈書 *Manoratha-pūraṇī* (vol. II p.036) には「‘中央の諸ジャナパダにおいて’とは (*majjhimesu janapadesu ti*) 、 “東方にガジャンガラと名づけるニガマが (*Gajaṅgalaṃ nāma nigamo*) ある。その郊外にはマハーサーラーが (*Mahāsālā*) あり、それより外を辺境の諸ジャナパダとし、それより内を中央 (*majjhe*) とする。東南にサッラヴァティーと名づける河が (*Sallavatī nāma nadi*) あり、それより外を辺境の諸ジャナパダとし、……南方にセータカンニカと名づける町が (*Setakaṇṇikaṃ nāma nigamo*) あり、……西方にトゥーナ

と名づける婆羅門村が (Thūṇaṃ nāma brāhmaṇagāmo) あり、……北方にウシーラッダジャと名づける山が (Usiraddhajo nāma pabbato) あり、それより外を辺境の諸ジャナパダとし、それより内を中央とする”と、このように限定されたジャナパダにおいて、という意味である (evaṃ paricchinne janapade ti attho) 」とする。

- (2) ただし *DN.034 Dasuttara-s.* (「十上経」vol.III p.287) には「八不時不節 (aṭṭh' akkhaṇā asamayā brahma-cariya-vāsāya) 」とあり、*DN.033 Saṅgīti-s.* (「等誦経」vol.III p.264) の第4「阿修羅」の項を除く、第5、第6、第7に相当する。

[6-3] 以上は仏教の布教的側面から見た中央と辺境であるが、ある領土内の中央都市に対する「地方」とか「国境」の意で用いられる場合もあると考えられる。たとえば

「王 [の領土] の辺境の [地に位置する] ナガラがある (rañño paccantimaṃ nagaraṃ) 。*DN.016 Mahāparinibbāna-s.* (「大般涅槃経」vol. II p.083) 、*DN.028 Sampasādanīya-s.* (「自歎喜経」vol.III p.101) 、*SN.035-204* (vol.IV p.194) 、*SN.047-012* (vol. V p.160) 、*AN.007-007-063* (vol. IV pp.106-108) 、*AN.010-010-095* (vol. V p.194)

というような用例であるが、ここにはジャナパダという言葉が使われているわけではない<sup>(1)</sup>。

- (1) 同様の用例は *AN.007-007-063* (vol. IV p.106) などにもあり、註釈書 *Manoratha-pūraṇī* (vol. IV p.052) では「'辺境' とは、ラッタの周辺 [地帯] に、[また] ラッタの境界に位置した [地域] 、である (paccantiman ti raṭṭhapariyante raṭṭhāvasāne nivīṭṭhaṃ) 」と、国境の意と解釈している。

都市の中央地域と地方という構図で表現される用例は、註釈書文献に至ると顕著になる。例えば *Jātaka 077* (vol. I p.339) に「将来、王たちが非法をなして……人々を圧迫して、種々の方法でバリ (租税) を課し、財物を取るであろう (manusse piḷentā nānappakārehi baliṃ uppādetvā dhanam gaṇhissanti) 。人々はバリ (租税) に苦しみ、何ものも納めることができず (manussā balipiḷitā kiñci dātuṃ asakkontā) 、ガーマやニガマなどを捨てて、辺地へ行って居住まいを準備するであろう (gāmanigamādayo chaḍḍetvā paccantaṃ gantvā vāsaṃ kappessanti) 。[やがて] 中央のジャナパダが無人となり、辺地 [の住人] が密集する…… (majjhima-janapado suñño bhavissati paccanto ghanavāso……) 」とあって、王が過酷な課税を課すならば、王の統治するラッタ内の住人たちは過酷な課税に耐えられず、ガーマやニガマなどを捨て去ってしまう。その結果、人々が「中央のジャナパダ (majjhima-janapada) 」からいなくなり、「辺境のジャナパダ (paccanta[-janapada]) 」に移り住んでしまうであろう、というのである。こうした記述を通して、ラッタ内にはナガラを中心として、ガーマやニガマが点在する「中央のジャナパダ」と、ラッタの周辺に位置する「辺境のジャナパダ (即ち、地方) 」とがあることが分かる。

[7] 以上述べてきたことから、ジャナパダには「人々の住む土地」を原義としながら、さまざまな意味・内容が含まれる言葉であることが明らかになった。すなわち、ガーマ、ニガマ、ナガラを包摂するような「国」を内容としたり、あるいは阿蘭若処のようなほんの狭い小さな領域を内容としたり、あるいは王の領土や、町に対して土着の人々が住むような「田舎」などを内容とすることがあるということである。また中央とか辺境というような限定語を付して、特定の「地域」を表す場合もある。

したがってこのような内容を持つジャナパダは、文脈によっては「国」「都市」「町」「村」「領地」「田舎」、漠然とした「地方」「地域」などと訳されるべきこととなる。